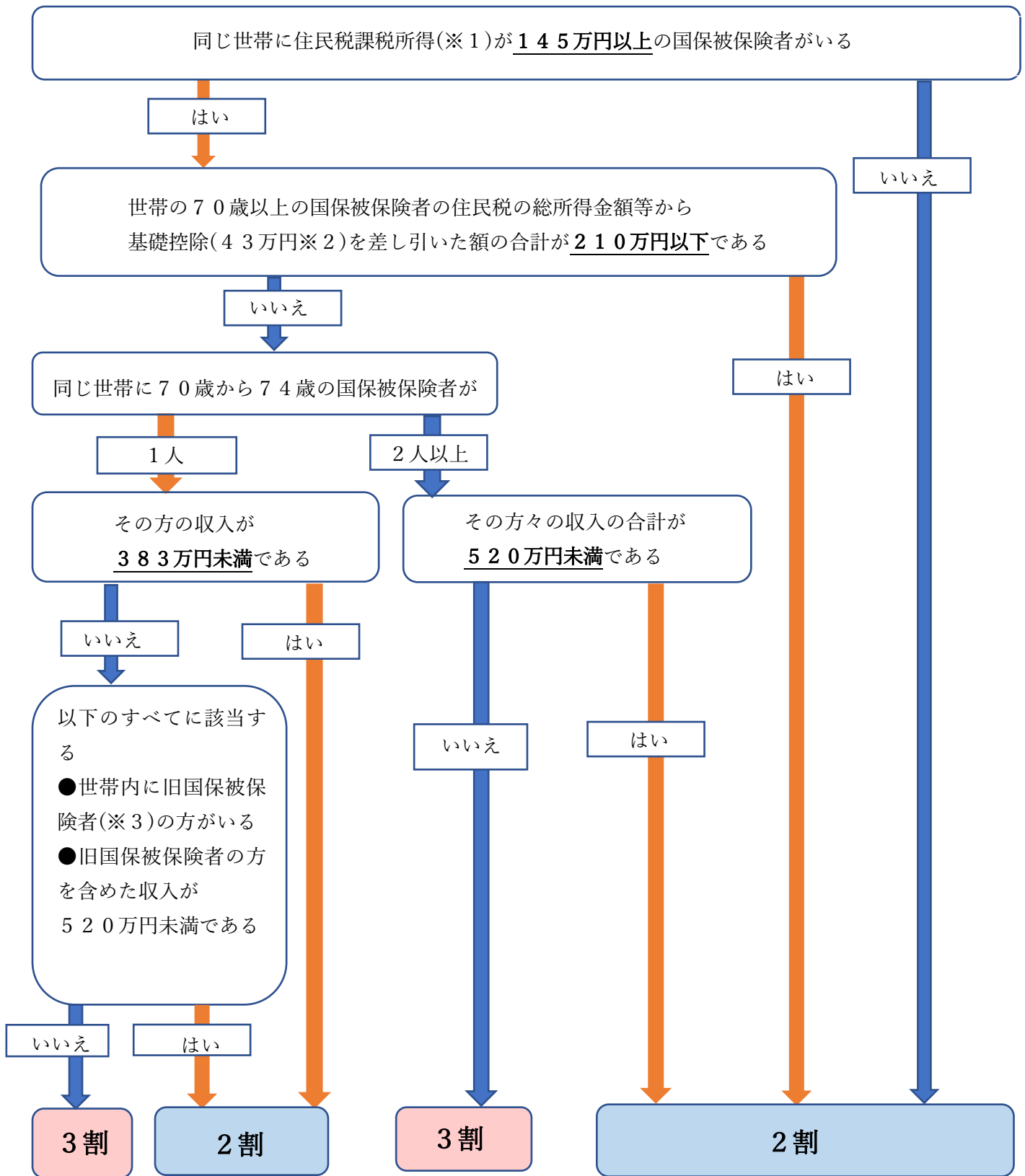


70歳以上75歳未満の高齢受給者の 医療機関で支払う一部負担金の負担割合の判定基準



※1 住民税課税所得…住民税の総所得金額から住民税の所得控除の合計額を差し引いた後の額。

※2 合計所得金額が2,400万円以下の個人の基礎控除額は43万円です。超える場合の基礎控除額は、その合計所得金額に応じて逡減されます。

※3 旧国保被保険者…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で、移行後も世帯状況に変更(世帯主が変わったり、国保被保険者が全員資格喪失したりする等)がない方。